

●用務員さんの声●

仕事が増える、ふえる、庁舎の増築と室内の改装が同時で大変。どうにかして下さい▼シュレッダー屑が大量に出る。上の階から下ろすのに一苦労。できるだけ早く済ませたいので、両手で四個運んでいるが、いつまでこの体力は持つか不安だ▼皆さんに気持ち良く仕事をしてもらいたいの、マイペースで続けています▼庁舎美化に努めているが、年々仕事量が増え、時間的に無理が出る状態。目立つ場所はやっているが、別のところはどうしても手薄になる▼外部業者の入替わりが早い。入札のせいなのか。年々年齢が上がり、その後始末が大変だ▼外部委託業者に対する管理監督を総務課職員が行なうため、定期清掃等不十分な箇所があっても見過ごされがち。少し大変になるけど、日常的な管理を私たちに任せてもらった方が良くと思う▼業者の質が悪くなり、こちらに負担のしかかっている。それなのに超勤はカット。そんな話ありますか。頭にきている▼勤務時間が延長になり、5時から

15分ついていた超勤がなくなった。元に戻して欲しい▼超勤手当は生活給になっている。休んで手当減ると生活が苦しくなる。また、休み明けは仕事が溜まっていて、キツイ時もある▼採用時、「基本給が低い分、月50時間の超勤手当でカバーする」と説明されたが、毎年削られ、入署時より年収ベースでかなり減った。

●交換手さんの声●

本来、課長補佐から受ける連絡等も会計長に一任状態。交換室への巡回も皆無に等しい。疎外感を感じる▼総務会計職員が協力的でないから、休憩時間もとりにくい▼若い直接の上司とは心の隔たりがある。何かあれば課長に相談するように言われているが、普段あまり話をしない人に本当に思っていることなんて言えない▼今はまだ二人署ですが、いつ一人体制になるのか不安。電話は

ドンドン増えているのに、職員を少なくしてサービス向上というのはかなりおかしい▼昼休みも食事をとりながら交換業務をしているのに、それに見合う手当が支給されてない▼休息や休憩もままならない確申期の忙しい時は、いくらなんでも手当がつくと思ったが、つかなかった▼「部下数制限緩和」のメリットは大署だけのこと。小署では救われません▼交換業務の集中処理の話、その後の情報が伝わってきません。何かメリットでもあったのでしょうか。それより、これによる“玉突き配転”がとても心配です▼行二は出世できないので、勤務地の希望は重視してほしい。特に既婚者は切実です。

●運転手さんの声●

「能力主義・実績主義」の弊害がでている。「上を向いて」の坂本九タイプの職員が多くなってきた▼これまでやってきた仕事を数年前から徐々に

取上げ、何もやらせないようにしている。署長車の運転は総長か補佐に、車の管理も会計職員に、局便・郵便の開封も総務課

現状への不満 募る一方です 先行きの不安 受けとめて下さい 私たちの声を

職員が。席にいて何もやることなく精神的に負担が大きい。電話もいつの間にか外された▼運転業務が少なくなり、総務で事務をしないと一日長く感じる▼署長の送迎がなくなり、目も当てられない状態。先が全く見えない分、定年まで勤務できる保障が見当たらない▼針のムシロ状態でも毎日▼局に転勤した方が地域手当も満額だし、本来業務も安定してある。だが、通勤の大変さ、局内の人間関係の大変さを思うと、考えてしまう▼事務の仕事の依頼が集中するようになった。一方的な依頼も多くなっている▼超勤をつけることができないと言うのであれば、昇給などで対応してほしい。採用時、「本俸は安い、その分超勤で賄える」と言ったのだから。

行(二)職 処遇 改善 統一行動

税務署の職場が円滑に運営されるためには、行(二)職員はなくてはならない存在です。しかし、行(二)職員をとりまく環境は一向に好転せず、左記の様に悲痛な声が上がっています。政府の「退職者不補充

方針」の下でも、庁は「真に必要な場合補充する」とし、新規採用を行ってきました。しかし、ここ十年余は安易な外部委託に軸足を移しています。そのため、行(二)職員 空白署は急増表1参照) 不安を少しでも和ら

せ、左記の様に悲痛な声が上がっています。政府の「退職者不補充



発行所 東京都千代田区霞ヶ関 財務ビル内(〒100-0013) 全国税労働組合 発行人 岡田 俊明 電話(03)3581-3678 FAX(03)3507-0886 振替口座 00140-2-68514

“税務の職場” 何でも110番 zenkokuzei@aol.com

全国税は、職場で起こった問題を解決するため「税務の職場、何でも110番」を常時設置しています(電話とFAXは上記の番号でどうぞ)

全国税ホームページ http://www.kokko-net.org/zenkokuzei



12月8～9日、全国税・全国行(二)集会 (12月8日午後、国税庁交渉を行います)

生活給の超勤手当 コッパミジン状態続く(表3)

職種 設問	職種		
	用務員	運転手	交換手
毎月の平均支給時間は	5時間以下		3
	6～10時間	2	8
	11～15時間	2	3
	16～20時間	6	
	21～25時間	9	
	26～30時間	2	
	31～35時間	5	
	36時間以上		
前年比は	変わらない	11	2
	増加した		9
	減少した	13	3
		5	

(二)職員の昇

最大限尊重・実現する人事が求められています。行(二)・新俸給表は「旧3・4級を統合した新3級」に変わりましたが、依然として劣悪な水準におかれたままです。仕事を通して得られるやりがい、生きがいを見出すためにも、大きな意味を持つ昇格は、全庁一悪い状態を打開する責務が庁にあります。他省庁で拡充されている「行(二)職員の広域班・ブロック編成」も、税務署の場合は交換業務のごく一部で、処遇の改善に結びつく検討は棚上げされています。

問題なのは、包括的に承認されている基準(表2)を満たしたにもかかわらず、下位級にすえ置かれたままの職員がいることです。これは人事の怠慢の何ものでもありません。国税の行(二)職員の昇格を「ランク引上げ」よう、長官・人事課長が人事院と折衝するようには追及していきます。数年前、「超勤の縮減・適正管理」号令がでた際、真っ先に用務員さんの早朝出勤等にストップをかけ、「業務を機械的に上乗せすることは当然です。

総務課職員の削減もあり、庁舎開扉・開庁、郵便や局便の集荷・開封・発送、窓口業務、パソコンによる文書作成等、行(二)職員が従事する「付加業務」は質量ともに増加しています。総務課職員の削減もあり、庁舎開扉・開庁、郵便や局便の集荷・開封・発送、窓口業務、パソコンによる文書作成等、行(二)職員が従事する「付加業務」は質量ともに増加しています。

働ける場所は狭まる一方

用 務 員			
15年	16年	17年	18年
25	29	31	42
運 転 手			
15年	16年	17年	18年
6	14	20	22
交 換 手			
15年	16年	17年	18年
10	12	12	17

(東京局84署中、空白職場の数) (表1)

全省庁一悪い昇格水準 人事の怠慢許されない! 「包括承認基準」満たした職員は即時昇格を (表2)

職 員	職務 の級	基 準		
		職務	経験年数	級号俸
用務員	2 級	用務員を直接指揮監督するもの	25年以上	1の77以上
	3 級	高度な技能又は経験を必要とする運転手	15年以上	2の41以上
運転手	4 級	数名の運転手を直接指揮監督するもの	20年以上	3の61以上
	3 級	交換手を直接指揮監督するもの	22年以上	2の49以上
交換手	3 級	数名の運転手を直接指揮監督するもの	20年以上	2の41以上

では、低収入もやむなしと覚悟を決める他はない(自民中川幹事長)と求める。実際には、低収入と生活の不安が共存しているのに▼「教育の融解」とも言える必修科目未履修問題に衝撃が走った。「労働、雇用の融解」共ども日本社会の病理現象であり、歯止めをかけなければならない。

そろばん弾

「無料お試し」キャンペーン実施中! 一週間無料、一カ月35%オフ! これは什器備品のリリース



持駒 桂 桂 歩

出題 九段 西村一義 中級クラス ヒント 馬は動きません……。(10分で二段)

詰将棋

日曜開庁

四たび強行

— 抗議の書記長談話 —



長谷川書記長

「あなたは、うつ病のため平成●年●月●日から療養中である。今後もしも引き続き療養が必要と認められるのであれば、休職処分にするものである。」11月1日、東京局長は一ヶ月間の「休職処分」の理由をこう記していました。これが、「心身の故障



これが、「心身の故障

突如「休職処分」出す

その先の「首切り」準備なら絶対に許せない!

「あなたは、うつ病のため平成●年●月●日から療養中である。今後もしも引き続き療養が必要と認められるのであれば、休職処分にするものである。」11月1日、東京局長は一ヶ月間の「休職処分」の理由をこう記していました。これが、「心身の故障

「あなたは、うつ病のため平成●年●月●日から療養中である。今後もしも引き続き療養が必要と認められるのであれば、休職処分にするものである。」11月1日、東京局長は一ヶ月間の「休職処分」の理由をこう記していました。これが、「心身の故障

9・26長官交渉。(再録)
全国税 上席昇任を待つ病気の職員に、昇任したければ仕事をしろと暴言を吐いた署長もいる。「頑張る」病気になる人、に「頑張れ」と追い討ちをかけることはあってはならない。

長官 指摘の後段部分はまったく同感である。

10・27人事院交渉。(再録)
全国税 人事院が10月に通知した「分限処分の指針」は、頑張る病気になる職員も対象にし、ノルマを果たさなかった職員も成績不良で対象にしかねない危険性がある。

人事院 過去の典型例を基に対処策を提示したものだ。いきなりの免職はありえないが、何らかのアクションはある。当局にはメンタルヘルスも含めアクションを起こすよう注意を促す。ノルマ問題は出てこない。

全国税 こうしたことに敏感に反応してきた国税庁の例を示し)メンタルヘルス対策より辞めてもらう方向に向かいかねないことを危惧する。明確にブレーキをかけよ。

●分限とは 職員の意に反する処分であり、具体的内容としては「欠格による失職」「本人の意に反する降任、免職」「本人の意に反する休職」がある。

国税庁当局は11月2日、来年度の確定申告期に、4年連続となる2月2回の日曜開庁を実施することを通告してきた。職員の反対の声を無視することはいけず、抗議の意思を表明する。決定は、一部の局で合同会場や広域センターの対象者を拡大し開庁署を

増やしたものの、実施は昨年より1割増えている。利用者減少などの実情にあわせ、縮小するところが検討されたが不明であり、実施ありきの姿勢が露骨である。われわれは本年の申告書提出件数に占める日曜開庁日の提出割合は1%にも満たず、非効率であると指摘してきた。また

「巡回指導方式」の強制で疲労は蓄積し、健康破壊につながっている。さらに、内部事務一元化試行署が全国48税務署に拡大され、現在試行署では労働強化が顕著であり、このまま対策なしに日曜開庁を行えば、現場が混乱するのは必至である。われわれは納税者サービスの充実を求め、ある。

庁舎の改善
。狭隘庁舎を抜本的に改善。職員一人ひとりがパソコンを使用できる環境保持。バリアフリー対策の充実。

確申期に関する要求 Part 2

労苦に見合う労働条件の確保
。超勤手当が不支給とならないよう、予算の確保、超勤時間の確保、勤時間管理の徹底、アルバイト職員の賃金引上げ、長期にわたる職員への昇給等所要の措置。
個人課税、資産課税の十分な確保。申請、消費税の最終入力期限の延長。
。万全な債権管理事務を遂行するため定員削減を行わず、十分な人員を配置。4月以降のアルバイト職員も確保。管理職員を納付相談や收受事務に従事させない。繁忙期は管理部門での現金領収事務はやめる。振替勧奨はノルマ主義的な手法をとらず、期間中は自主提出の受付に止める。慢性超勤根絶、超勤削減のため、振替抽出日、振替納税日、督促状発行日を最大限延長。

。狭隘庁舎を抜本的に改善。職員一人ひとりがパソコンを使用できる環境保持。バリアフリー対策の充実。

何かが音を立てて崩れつつある 併任辞令の交付がない! 広域出張 権限も旅費もなく

【北海道在札某署】
広域出張に際しては、併任辞令の交付がないまま、一週間の滞納処分職員を派遣しました。

【千葉県下の某署】
「書類をシュレッダーにかけよう」との指示があり、廃棄してはならない書類をシュレッダーにかけてしまった人がいたらしいとのこと。



【北海道地連】
この頃、職場の雰囲気が悪くなった気がする。職場からゆとりが失われているのでは。空白のまま埋まらないレク欄を見るたびに、その空白は職場の仲間同士の埋まらない気持ちの溝となっているように思える。時間内レクができるゆとりが欲しい。それはきっと、仲間の心のゆとりも生んでくれると思う。

【近畿・北大阪支部】
電子証明やカードリーダー等の負担があり、社会のIT環境が広がらない中では、勧奨は困難が多すぎる。わが職場をみてIT活用はどうでしょう。インターネットは遅すぎて活用できない状況で、それも署に数台のパソコンだけしかネット検索できないお粗末さである。

【東京・浅草分会】
本部の「何でも」に「。署×統括官のパワハラを即刻止めさせて」という悲痛な電話が入った。

詰将棋

解答 3五桂△1三玉 2五桂△同歩 2二飛成△同玉 2四香△3一玉 3二歩△同玉 2三桂成△3一玉 2二成桂まで13手詰
解説 3手目 2五桂と捨てて 2二飛成がうまい手順で、2四香がピッタリした決め手、△3一玉に 3二歩から 2三桂成でスッキリ。